

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第 11 回 法の下での平等 (1)

1. 法の下での平等の意義

- ・ 14 条は、国家から不当に差別を受けない権利を個々の国民に保障するだけでなく、国家が国民を不当に差別してはならないというルールをも規定したものである。
- ・ 法の下での平等とは、法適用の際のみの差別の禁止であるのか、それとも、法適用のみならず立法の際の差別の禁止をも含むのか、学説上争いがある。
- ・ 法の下での平等とは、形式的平等を意味するが、実質的平等をも志向しようとする意味であり、また、絶対的平等ではなく、相対的平等を意味する。
- ・ 14 条 1 項後段に列挙された 5 事項（人種、信条、性別、社会的身分、門地）は、例示的なものであって、これ以外の事項についても差別は許されない。

2. 優先処遇と逆差別

- ・ 伝統的に構造的な差別を受けてきた特定のグループを優遇する措置は、実質的平等を実現するためには一定程度は認められるが、行き過ぎた優遇措置はかえって平等原則違反の問題となりうる。

次に挙げる尊属殺人事件は、次回に検討する判例である。事件の概要を読んだうえで、刑を免除するとした（その結果、Y は収監されない）第 1 審の判断と、懲役 3 年 6 月の実刑とした控訴審の判断とでは、どちらが妥当であるかについて考えてみよう。

Reading Assignment 尊属殺人事件

栃木県矢板市に住む女 Y は、14 歳のときに実父 A から強姦され、それ以降、継続的に姦淫行為が行われていた。Y は、何度か家出を試みるものの、その都度見つけ出されては連れ戻され、A と夫婦同然の生活を強要されながら、A との間に 5 人の子どもを産んだ。

Y は、1968 (昭和 43) 年 8 月頃、勤務先の印刷工場で知り合った同僚 B と相思相愛の関係になり、結婚を考えるようになった。しかし、Y は A に結婚の許しを求めたところ、A は、酒に酔っては「出て行くなってお前らが幸せになれないようにしてやる、一生苦しめてやる」、「今から相手の家に行って話をつけてやる、ぶっ殺してやる」などと脅迫したため、Y は B との結婚を断念した。その後、A は、飲酒し、Y を軟禁状態にして、さらなる暴行を加えた。そして、忌わしい境遇から逃れようとした Y は、同年 10 月 5 日夜、酔って寝ていた A を絞殺した。犯行後、Y は直ちに自首した。

1995 (平成 7) 年改正前の刑法は、199 条 (殺人罪) のほかに、200 条で、「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」と定めていた。検察官は、Y を刑法 200 条違反 (尊属殺人罪) で起訴した。

第 1 審は、刑法 200 条は日本国憲法 14 条に違反し無効であるとして、199 条の殺人罪について判断し、過剰防衛を理由に刑を免除した (宇都宮地判昭和 44 年 5 月 29 日判タ 237 号 262 頁)。

控訴審は、第 1 審判決を破棄して、刑法 200 条を合憲とし、過剰防衛も否認して、心神耗弱による減軽及び酌量減軽により最低限の懲役 3 年 6 月の実刑を宣告した (東京高判昭和 45 年 5 月 12 日判時 619 号 93 頁)。

これに対して、Y は、刑法 200 条の平等原則違反を理由に上告した。

平成 7 年改正前の刑法

199 条 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ処ス

200 条 自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス

Quiz

Q11 次の文章は、平等原則について、先例として引用されることの多い最高裁判所判決の一部である。文中の空欄 **ア** ~ **エ** にあてはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

思うに、憲法 14 条 1 項及び地方公務員法 13 条にいう社会的身分とは、人が社会において占める継続的な地位をいうものと解されるから、高令 (年齢) であるということは右の社会的身分に当たらないとの原審の判断は相当と思われるが、右各法条は、国民に対し、法の下での平等を保障したものであり、右各法条に列举された事由は **ア** なものであって、必ずしもそれに限るものではないと解するのが相当であるから、原判決が、高令 (年齢) であることは社会的身分に当たらないとの一事により、たやすく上告人の・・・主張を排斥したのは、必ずしも十分に意を尽したものとはいえない。しかし、右各法条は、国民に対し **イ** な平等を保障したのではなく、差別すべき **ウ** な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、**エ** に即応して **ウ** と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない。

(最大判昭和 39 年 5 月 27 日民集 18 卷 4 号 676 頁以下)

- | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-------|
| | ア | イ | ウ | エ |
| 1. | 具体的 | 形式的 | 客観的 | 車柄の性質 |
| 2. | 例示的 | 絶対的 | 合理的 | 公共の福祉 |
| 3. | 例示的 | 相対的 | 合理的 | 車柄の性質 |
| 4. | 具体的 | 一般的 | 実質的 | 公共の福祉 |
| 5. | 例示的 | 絶対的 | 合理的 | 車柄の性質 |

(平成 22 年度行政書士試験)